

サービスを受けていた お店が倒産してしまったら？

エステや英会話のように、数回から数十回をひとまとまりとしたサービスを受ける契約をしたが、その会社が倒産し、サービスが受けられなくなった。という相談が寄せられています。



A男さんからの相談

英会話学校に入学した。授業料が高額で一括では支払ができなかったため、クレジットで月々2万円の24回の分割払いにしていたが、その英会話学校が倒産して教室が閉鎖されてしまい、授業が受けられなくなった。残りの授業料は支払わなくてはならないのでしょうか？



B子さんからの相談

通っていたエステティックサロンの『破産債権届出書』というものが届いた。これはなんなのでしょうか。またどうしたらいいのでしょうか？

お答えします

エステや英会話教室などは、継続してサービスを受けることによって効果があるとうたっていることがほとんどであり、契約金額も比較的高額になります。そのため、A男さんのようにクレジットを利用した分割払いにすることも多くなります。

一般にクレジット契約と言っているものは、図のような形をとっており、割賦販売法の規制を受けます。(同法では、2か月以上の期間にわたり、かつ3回以上に分割して支払うものを割賦販売としています)本来、販売者(a)と購入者(b)の2者間の契約で商品・サービスは売買されますが、販売者aがクレジット会社(c)と加盟店契約をしている場合、購入者bはクレジット会社cと立替払契約を結ぶことができ、クレジット会社cに対して、クレジット会社cとの契約に基づいた支払期間(「月々払い」または「ボーナス払い」など)に、立て替えてもらった金額を支払うというものです。

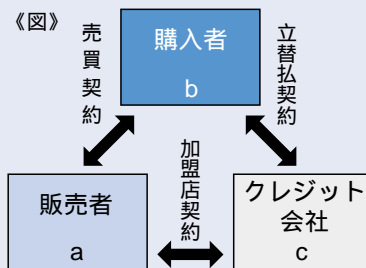
本来、売買契約と立替払契約は別のものなので、通常の商品の場合、販売会社が倒産したときでもクレジット会社への支払義務は残ります。しかし、A男さんのように販売者の倒産により未受講分の英会話の授業が受けられなくなってしまい、すでに受講した分を上回る支払をしているときには、

クレジット会社からの請求に対して今後の支払を拒否することができます。

A男さんについては、英会話学校に対しては、倒産を理由とする解約通知書を、クレジット会社に対しては、支払停止の抗弁書を提出します。それらの書類の書き方・提出のしかたと、念のために行う銀行口座の引き落とし停止の手続きについては、消費生活相談窓口へご相談ください。

また、B子さんのように、倒産の後、裁判所または破産管財人から「破産債権届出書」というものが送られてくる場合があります。これは、破産者に対して債権を持っている人に送られる、今後の手続きなどについて説明されている書類で、届出書に必要事項を記入して返送することで債権者として扱われることになり、残りの資産から配当を受けることとなります。しかし、配当には順番があり、実際に配当を受けることができなかったり、自分の支払った金額には到底及ばない少額しか、配当を受けられなかったりすることも多いようです。

相談の内容によって対応が違ってくるので、困ったことが起きたら、県や町の消費生活相談窓口にご相談ください。



8月の消費生活相談

相談日等 8月6日(月)、13日(月)、20日(月)、27日(月)
午前10時～正午、午後1時～3時

(都合により相談日が変更になることがありますので、事前にご確認ください)

問合せ

埼玉県消費生活支援センター春日部
☎048(734)0999 午前9時30分～正午
午後1時～4時(土・日・祝日は休業)

町消費生活相談 ☎(93)7700
毎週月曜日 午前10時～正午 午後1時～3時
産業振興課商工観光係 内線245・246